

【架空請求】

はがきや電話などで、「有料サイト利用料金」などの名目の身に覚えのない料金を請求してきます。

最近は電子メールによる請求も増えており、「携帯電話等の有料コンテンツの利用料金が

未納である」ととして請求してきます。また「〇日中に大至急連絡ください」「このままでは裁判や訴訟になる」となどと不安をあおつて、請求者に連絡を取らせようとします。



対処法

- ・「連絡するように」と書かれていても、請求者に連絡をしてはいけません。
- ・「これ以上関わりたくない」という理由でも、一度支払ってしまうとターゲットにされ、次々と請求されます。
- ・支払い義務があるかどうか分からぬい場合は、一人で悩まず相談窓口に連絡し、脅迫された場合や身辺に不安を感じる場合は警察に相談しましょう。

など

市の取り組み

市では、日々高度化・巧妙化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、消費者行政の充実に努めています。

今後も、市民の皆さんのが安心して利用できる相談窓口を維持し、消費トラブルの未然防止に向けた啓発活動などに積極的に取り組みます。



「怪しい」「何かおかしい」と思ったら、迷わず相談
大館市役所 市民相談室までご連絡ください。
相談は無料で、秘密は厳守します。

大館市役所 市民相談室

電話番号 ☎ 0186-43-7045

相談時間 月～金曜日 9時～15時45分

水曜日、土日祝日、12月29日～1月3日は休み

大館市には県の相談窓口もありますので、こちらもご利用ください。

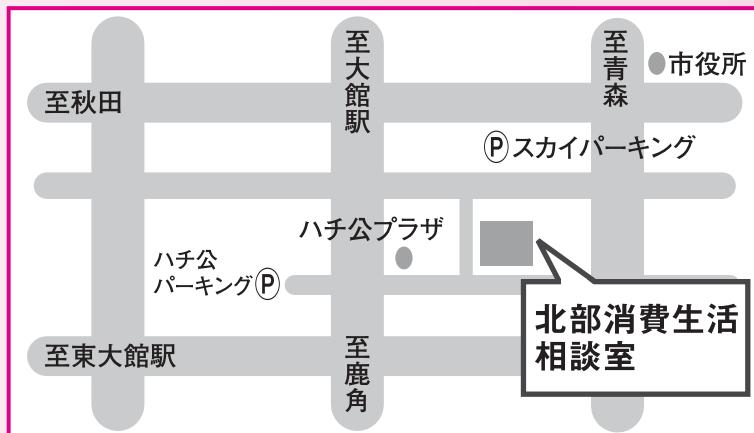
秋田県生活センター北部消費生活相談室

電話番号 ☎ 0186-45-1040

相談時間 月～金曜日 9時～17時

土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み

字中町5(旧正札竹村ビル1階)



困ったときや被害に遭ったとき、身辺に不安を感じる場合はご相談ください。

大館警察署

☎ 0186-42-4111

警察本部県民安全相談センター

☎ #9110